



農地の貸し借りを円滑に行うため、熊本県農業公社が公的な立場でサポートします。

「農地バンクくまもと」は、農地を貸したい方(出し手)と、農地を借りたい方(受け手)の間に入って、農地の貸し付け、借り入れの相談や、受け手の募集、賃借料の徴収・支払いなどを行います。



農地を貸したい方[出し手]

メリット

- ① お預かりした農地は、受け手が耕作できなくなった場合でも、「農地バンクくまもと」が管理し、次の受け手を探します(最長2年間)
- ② 借り入れの期間終了後は、農地をお返します(延長も可能です)
- ③ 賃借料は「農地バンクくまもと」が受け手から徴収し、お支払いします



農地バンクくまもと

〈農地中間管理機構・熊本県農業公社〉

市町村、農業委員会、JA、熊本県地域振興局などと連携・協力してサポートします



農地を借りたい方[受け手]

メリット

- ① まとまりのある農地を借り受けて、農作業の効率化を図れます
- ② 出し手が複数でも賃借料の支払いは「農地バンクくまもと」に一本化できます
- ③ 万一、出し手が子供の代に移っても、契約期間中は変わらず耕作ができます

農地バンクくまもと〈農地中間管理機構〉の仕組み

- 熊本県知事がトップを務める熊本県農業公社が運営します
- 賃借料の徴収・支払いや、面倒な手続き関係は、当機構が行います

農地を貸したい方 [出し手]



① 貸付申込書の提出

所定の「農用地等貸付申込書」を農地が所在する市町村役場、またはJAの担当窓口にご提出ください。申込書は受付窓口、もしくは熊本県農業公社のホームページからダウンロードできます。

<http://www.kumamoto-kousha.jp>

② 申し込み内容の確認

申込書に記載された農地が、農業振興地域内であるか、再生不能な遊休農地でないか等を確認します。

③ 借入候補地として登録

確認された農地は、借入候補地として登録します。

マッチング

農用地等の貸付先決定ルール(裏面参照)に基づき、農地と借受希望者を結び付けます。

④ 農地の借り入れ

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、「農地バンクくまもと」が借り入れます。借入期間は原則10年以上(5年まで短縮可)となります。

① 借受申出書の提出

所定の「農用地等借受申出書」を市町村、JA、または「農地バンクくまもと」にご提出ください。記入の際は、希望する地区を明記ください。申出書は受付窓口、もしくは熊本県農業公社のホームページからダウンロードできます。

<http://www.kumamoto-kousha.jp>

② 氏名・応募内容の公表

1ヶ月ごとに応募いただいた方の氏名、応募内容を当機構ホームページで公表します。農地を借り受けるためには、氏名などが公表されることが必要です。

③ 借受希望者として登録

公表された方を、借受希望者として登録します。

④ 農地の貸し付け

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、「農地バンクくまもと」を通して貸し付けられます。貸付期間は原則5年以上となります。

農地を借りたい方 [受け手]

